

厚木市告示第 378 号

厚木市立厚木北公民館の開館時間変更について

厚木市立公民館条例施行規則（令和 6 年厚木市規則第 15 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、厚木市立厚木北公民館の開館時間を次のとおりとする。

令和 8 年 10 月 13 日

厚木市長 山 口 貴 裕

- 1 年月日及び開館時間
令和 8 年 11 月 12 日（木） 午後 1 時から午後 10 時まで
- 2 開館時間の変更理由
厚木市立厚木北公民館施設内の自家用電気工作物の年次点検業務を行うため